

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年12月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年12月から44年8月までは3万6,000円、同年9月から同年11月までは5万2,000円とすることが妥当である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間②の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額を5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月7日から44年12月7日まで
② 昭和44年12月7日から45年8月1日まで

昭和43年12月7日にA社に入社し、平成8年4月30日まで勤務したのに、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の給与明細書を見ると、申立期間①について厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、実際の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額だったはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和44年12月7日と記録されているが、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同資格取得日より前の同年

9月1日付けで、申立人の標準報酬月額を3万6,000円から5万2,000円に改定する旨の記録が確認できることから、申立人が同年12月7日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間①において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当初、A社から申立人に係る資格取得届が提出された際、社会保険事務所は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に資格取得の年を「43」と記録すべきところを誤って「44」と記録したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年12月7日に被保険者資格を取得した旨の届出、及び44年9月1日に申立人の標準報酬月額を3万6,000円から5万2,000円に改定する旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和43年12月から44年8月までは3万6,000円、同年9月から同年11月までは5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、3万6,000円と記録されているが、上記のとおり、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和44年9月1日付けで、申立人の標準報酬月額を3万6,000円から5万2,000円に改定する旨の記録が確認できる。

また、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、その後、申立人の標準報酬月額は、昭和45年8月1日付けで、5万2,000円から6万8,000円に改定する旨の記録が確認できるところ、申立期間②において、5万2,000円から現在記録されている額（3万6,000円）に減額された旨の記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間②の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 平成3年1月から同年3月まで

昭和43年4月に親から勧められて国民年金に加入した。その後は国民年金保険料をきちんと納付しており、途中で納付しなかった覚えは無いのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社を退職後、国民年金の加入手続きをしたと思うと主張しているが、加入手続きをした時期等について明確な記憶は無い。

また、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立人が昭和53年4月3日に国民年金の任意加入被保険者となった旨の記載がある上、B市の国民年金被保険者台帳にも、申立人が同日に任意加入被保険者となったことが記載されていることから、申立人はこの時に国民年金の任意加入手続きをしたと推認でき、この時点で申立人は、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間②については、申立人は、C社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、加入手続きの時期、保険料の納付場所及び納付金額等について明確な記憶は無い。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳(2冊)のほかに別の年金手帳が交付されたことは無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年12月から61年3月まで
昭和54年1月から事業を経営し、56年12月に夫の扶養から外れたので、この時に国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきたはずなのに、申立期間の納付記録が無い。
最初のうちは納付書により国民年金保険料を納付し、昭和57年4月から口座振替により納付したと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は62年7月以降に払い出されたことが確認できる上、申立人は、現在所持し、資格取得日が61年4月1日と記載されている年金手帳以外に手帳は交付されていないとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、このころに加入手続を行ったものとみられ、申立人の供述と異なる。

また、申立人は、昭和57年4月から口座振替により国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は62年9月から口座振替を開始していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期について明確な記憶は無く、申立期間の国民年金保険料の納付額についても覚えていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
昭和 40 年 4 月 1 日から A 社で勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が 41 年 4 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことはうかがえるが、同社は申立期間当時の人事記録等を保管しておらず当時の状況は不明としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時の事務担当者は、「当時は、採用してもすぐには正社員にしなかった。一定期間が経過してから正社員にしており、正社員にする時期は社長が判断していた。正社員になると厚生年金保険にも加入させていた。」と証言している。

さらに、申立人が名前を覚えている同僚は、「私は、昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者となっているが、入社日は同年 4 月 1 日である。」と証言しており、当該同僚についても、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 43 年 3 月ごろまで
昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月ごろまで A 事業所に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

現在の A 事業所の事業主は、「時期は明確ではないものの、申立人が勤務していたことを覚えている。」と証言しており、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 事業所は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため申立人の勤務実態等は不明としており、当時の事業主及びほかの同僚も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 事業所では、当時の従業員は B 企業組合において厚生年金保険被保険者資格を取得していたと回答しているが、同組合は解散しており、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、B 企業組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、申立人が A 事業所に入社したとする前後の期間においては整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。